

小型空調契約定義書

東日本ガス株式会社

2020年 4月 10日実施

1. はじめに

小型空調契約定義書（以下「この定義書」といいます。）は、当社ガス小売供給約款（以下「小売約款」といいます。）に基づき、料金その他の供給条件を定めたものです。

2. 用語の定義

- (1) 「小型空調機器」とは、エネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機のうち、ガスエンジンヒートポンプ方式の機器および冷凍能力 105.5kW（30US. RT）以下のガス吸収式の機器をいいます。
- (2) 「その他期」とは、4月使用分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）から11月使用分（10月検針日の翌日から11月検針日まで）までの8か月間をいいます。
- (3) 「冬期」とは、12月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から3月使用分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）までの4か月間をいいます。
- (4) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (5) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。
- (6) 「単位料金」とは、別表もしくは小売約款に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。
- (7) 「45メガジュール地区」とは、標準熱量45メガジュールのガスを供給する地区をいいます。
- (8) 「62.8メガジュール地区」とは、標準熱量62.8メガジュールのガスを供給する地区をいいます。

3. 適用条件

お客さまは、当社が申込日において公開する小売約款及びこの定義書をガス使用契約の内容とすることに同意したうえで、この定義書に関する契約を申し込むものとし、第4条第（1）項の定めに従い、契約が成立したときは、この定義書もガス使用契約の内容となるものとします。なお、申し込みには、45メガジュール地区および62.8メガジュール地区のお客さまが、小型空調機器を使用し、小型空調機器のガスの使用量を計量する専用のガスメーター（以下「小型空調機器専用ガスメーター」といいます。）を設置することが必要となります。

4. 契約期間等

- (1) この定義書に関する契約は、当社が申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。契約を変更する場合も、同様といたします。
- (2) お客さまは、適用する料金その他の供給条件を定めた小型空調契約1種、小型空調契約2種又は小型空調契約3種のいずれかを契約していただきます。
- (3) 契約期間は以下の規定に基づき決定いたします。
 - ① 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。
 - ② 契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。
 - ③ 契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (4) 当社は、本契約の契約期間満了前に解約又は小売約款に定める料金への変更をしたお客さまが、再度

同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は契約種別の変更の場合はこの限りではありません（(5)において同じ）。

- (5) 当社は、本契約の契約期間満了前にこの定義書に定める他の契約種別又は他の定義書（小売約款に定める料金を除きます。）への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。
- (6) 当社は、お客さまが当社との他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金または遅収料金を、それぞれのガス使用契約で定める支払期日を経過しても支払われていない場合は、この定義書の適用の申し込みを承諾できないことがあります。

5. 料金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して30日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金を、早収料金適用期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたものを（以下「遅収料金」といいます。）を料金としてお支払いいただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が休日（日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日）の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。
- (2) 当社は、小型空調契約1種には別表の料金表1を、小型空調契約2種には別表の料金表2を、小型空調契約3種には別表の料金表3を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。
- (3) 当社は、次の場合には、早収料金適用期間内にお支払いがあったものとします。
 - ① 口座振替により料金のお支払いをいただいているお客様について、当社の都合により、料金を早収料金適用期間経過後にお客さまの口座から引き落としした場合。
 - ② 早収料金適用期間の翌日から起算して10日以内に支払われた場合。
 - ③ クレジットカード会社に毎月継続して立替えさせる方法によりお支払いいただいているお客様について、当社の都合により、料金を早収料金適用期間経過後に当社に対する立替え払いがされた場合

6. 契約の解約

- (1) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまのガス使用状況に変更がある場合には、お客さまのお申し出に基づき、契約期間満了前であっても、この定義書に基づく契約を解約できるものといたします。ただし4(4)(5)により、その後の契約の締結に制限を受ける場合があります。（(2)において同じ。）
- (2) お客さまに契約違反があった場合（3に定める適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には、当社の申し出に基づき、契約期間満了前であっても、この定義書に基づく契約を解約できるものとしたします。
- (3) (1)(2)による解約の申し出があった場合、契約終了日をもってこの定義書に基づく契約を終了いたします。契約終了日は、申し出が相手方に到着した日（以下「解約申出日」といいます。）といたします。ただし、同一需要場所で、この定義書に基づく契約の解約と同時に小売約款、または他の定義書の適用の申し込みをされた場合（3(4)(5)により、契約の締結に制限を受ける場合があります。）は、契約終了日は解約申出日以降の最初の定例検針日といたします。なお、解約申出日と定例検針日が同日の場合は、解約申出日を契約終了日といたします。

7. 精算

すでにこの定義書を適用のお客さまで、3に定める適用条件を満たさないでガスをご使用の場合、当

社は適用条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、小売約款に定める料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を申し受けます。

8. 設置確認

(1) 当社は、小型空調機器の設置の有無等、3に定める適用条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。

万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの定義書の申し込みを承諾しない、またはすみやかにこの定義書に基づく契約を解約し、契約終了日以降小売約款を適用いたします。

(2) 小型空調機器を取り外した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、小型空調機器を取り外した場合は、この定義書に基づく契約を解約したものとみなし、5の規定に基づきこの定義書に基づく契約を解約いたします。

9. その他

(1) その他の事項については、小売約款を適用いたします。

附 則

1. 実施の期日

この定義書は2020年4月10日から実施いたします。

2. この定義書の掲示

当社は、この定義書を、事業所等のほか、当社ホームページにおいて掲示いたします。この定義書を変更する場合も同様とし、変更実施日の10日前までに、この定義書を変更する旨、変更後の定義書の内容及びその効力発生時期を周知します。

3. この定義書の実施に伴う切り替え措置

当社は、令和元年9月30日以前から継続して供給し、令和元年10月1日から令和元年10月31日までに支払義務が初めて発生するものについては、この定義書の変更前の定義書に基づき料金を算定するものといたします。

(別 表)

1. 料金および消費税等相当額の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計額の端数の金額を切り捨てたものといたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金または小売約款の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 調整単位料金を算定しなかった場合、冬期基準単位料金は、料金算定期間の末日が冬期に属する料金に適用し、その他期基準単位料金は、料金算定期間の末日がその他期に属する料金に適用いたします。
- (4) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。
(1円未満の端数切り捨て)
 - ①早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷(1+消費税率)
 - ②遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷(1+消費税率)

2. 料金表1 (小型空調契約1種) (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

45メガジュール地区	1か月およびガスメーター1個につき	2,640.00円
62.8メガジュール地区	1か月およびガスメーター1個につき	3,300.00円

(2) 基準単位料金

冬期基準単位料金

45メガジュール地区	1立法メートルにつき	129.34円
62.8メガジュール地区	1立法メートルにつき	153.87円

その他期基準単位料金

45メガジュール地区	1立法メートルにつき	112.37円
62.8メガジュール地区	1立法メートルにつき	146.17円

(3) 調整単位料金

(2)の各基準単位料金をもとに、小売約款の規定により算定した1立方メートル当りの単位料金といたします。

3. 料金表2 (小型空調契約2種) (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

45メガジュール地区	1か月およびガスメーター1個につき	1,320.00円
62.8メガジュール地区	1か月およびガスメーター1個につき	2,200.00円

(2) 基準単位料金

冬期基準単位料金

45メガジュール地区	1立法メートルにつき	142.25円
62.8メガジュール地区	1立法メートルにつき	173.48円

その他期基準単位料金

45メガジュール地区	1立法メートルにつき	125.27円
62.8メガジュール地区	1立法メートルにつき	165.78円

(3)調整単位料金

(2)の各基準単位料金をもとに、小売約款の規定により算定した1立方メートル当りの単位料金といたします。

4. 料金表3 (小型空調契約3種) (消費税等相当額を含みます。)

(1)基本料金

45メガジュール地区	1か月およびガスメーター1個につき	858.00円
62.8メガジュール地区	1か月およびガスメーター1個につき	1,100.00円

(2)基準単位料金

冬期基準単位料金

45メガジュール地区	1立法メートルにつき	151.28円
62.8メガジュール地区	1立法メートルにつき	181.69円

その他期基準単位料金

45メガジュール地区	1立法メートルにつき	134.31円
62.8メガジュール地区	1立法メートルにつき	173.99円

(3)調整単位料金

(2)の各基準単位料金をもとに、小売約款の規定により算定した1立方メートル当りの単位料金といたします。